

給与「税務代理権限証書」提出に関する調査結果のお知らせ

マイナンバー制度導入による「税務代理権限証書」提出について、多くのお問い合わせをいただいておりますので、現在の状況についてお知らせいたします。

■2017年1月末の法定調書等の申告について
給与システムでは、「税務代理権限証書」に対応しておりません。
大変申し訳ございませんが、法定調書等の申告にあたり、「税務代理権限証書」を必要とされる場合は、法人税や財務、申請・届出書など税務代理権限証書に対応しているシステムで作成していただくか、国税庁のホームページ等からダウンロードして手書きにてご対応ください。

1. 法定調書等の申告における「税務代理権限証書」の提出について

提出書類等	電子申告の場合	書面提出による申告（紙の申告）の場合
添付書類	なし	①納税者の個人番号通知カードの写し ②税務代理権限証書（原本）※または委任状 ③税理士証票、個人番号通知カード写しなど
番号確認	申告者分は委託税理士が申告者の番号と身元確認 税理士分は税理士用電子署名により確認	添付書類により確認

※代理申告で個人番号が記載されている書面の申告の場合、国税関係の手続きにおいては、税務代理権限証書を添付する必要があります。

※地方税について、税務代理権限証書とするか、委任状とするかは各地方公共団体に確認してください。

■国税庁 社会保障・税番号制度マイナンバー>FAQ → 本人確認に関する FAQ より抜粋

http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/FAQ/honninkakunin_qa.htm

Q1-6 税理士等の代理人が顧客の個人番号を記載した申告書等を提出する際の税務署での本人確認はどのように行うのですか。

（答）

税理士等の代理人の方が顧客のマイナンバー（個人番号）を記載した申告書等を提出する際には、税務署において、**1** 代理人の方が代理権を有していることの確認（代理権の確認）、**2** 申告書等を提出する者が正しい代理人であることの確認（代理人の身元確認）及び**3** 申告書等に記載されたマイナンバー（個人番号）が正しい番号であることの確認（本人の番号確認）を行います。

具体的には、原則として、**1** 代理権の確認は、法定代理人の場合は戸籍謄本など、任意代理人の場合は委任状、**2** 代理人の身元確認は、代理人の方のマイナンバーカード（個人番号カード）や運転免許証、**3** 本人の番号確認は、顧客のマイナンバーカードや通知カードの写しなどにより、税務署において、本人確認を行うこととなります。

なお、代理人の方が税理士の方である場合には、**1** 税務代理権限証書、**2** 税理士証票、**3** 顧客のマイナンバーカードや通知カードの写しなどにより、税務署において、本人確認を行います。

■日本税理士連合会 税理士のためのマイナンバー対応ガイドブック（平成28年8月改訂版）より抜粋
<http://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/mynumber/>
（ユーザーID／パスワードが必要なリンクです。）

税理士は、顧問先や依頼者の個人番号が記載された申告書や法定調書等を行政機関等に代理提出する際には、行政機関等より代理人としての本人確認書類の提示等を求められます。

- ・本人確認は、原則として、
 - ①「代理権確認書類」として税務代理権限証書、
 - ②「代理人の身元確認書類」として税理士証票等及び
 - ③「本人の個人番号確認書類」として本人のマイナンバーカード等の3つの書類の提示等により行われることとなります。
- ・電子申告による代理送信の場合は、マイナンバー制度導入以前の手続と大きな変更はなく、従来の電子申告の手続の中で、代理人の本人確認が行われることとなります。
（関係条文等）

番号法第16条、番号法施行令第12条、番号法施行規則第6条～第11条、国税庁告示第2号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件」（平成27年1月30日）、ガイドライン（事業者編）第4-3-（4）

① 代理権の確認

<書面提出の場合>

○当初申告等において税目及び年分を記載した税務代理権限証書を提出している場合においても、番号法上、個人番号の提供の都度、確認書類の提示が必要であるため、申告書等の提出の都度、税務代理権限証書の提出が必要となります。

※この場合の税務代理権限証書の提出については、当初申告において提出した税務代理権限証書の写しを添付することとして差し支えありません。

○税務署は、代理人から個人番号の提供があったか否かを、原則として税務代理権限証書の添付の有無により判断することとなります。

このため、各種申告書に限らず、国税関係手続に係る申請書や届出書等、個人番号が記載されている書類を提出する場合には、例外なく、税務代理権限証書を添付する必要があることに留意してください。

※税務代理権限証書の提出がないものについては、原則として、顧問先又は依頼者本人から個人番号の提供が行われたものとみなされます。

<電子申告による代理送信について>

○電子申告による代理送信についても、上記の基本的な考え方にに基づき、申告書等のデータ送信の際に併せて送付する税務代理権限証書データにより代理権の確認が行われます。

なお、電子申告の代理送信については、「税務代理」までは受託せずに税務書類の作成業務のみを受託して代理送信を行うケースがありますが、この場合においては、代理送信を行う税理士は番号法上の代理人として取り扱われ、**納税者本人の利用者識別番号を入力して送信することをもって、代理権の確認が行われることとなります**（国税庁告示第2号）。

○すなわち、電子申告による代理送信の場合は、税務代理の委嘱を受けているか否かにかかわらず、全て、番号法上の代理人から個人番号の提供があったものとして取り扱われることとなり、代理権の確認のための国税当局に対する手続は、マイナンバー制度導入以前と何ら変更は生じません。

② 代理人の身元確認

<書面提出の場合>

○代理人である税理士が、国税当局に対し顧客等の個人番号を記載した申告書等を提出する場合には、代理人である税理士の身元確認書類の提示等が必要となります。

なお、税務関係手続においては、国税当局との間で、にせ税理士の未然防止及び税務当局における本人確認事務の効率化の観点から、運用上「税理士証票」を統一的な身元確認書類として取り扱うこととしていますので、税理士として申告書等を税務署の窓口で提出する際には、税理士証票の提示又は写しの添付を行ってください。

※税務署窓口で提出する際にも、混雑緩和等の観点から、税理士証票の写しを添付するようにしてください。

※税理士証票の写しは、申告書等に1件別に添付するようにしてください。

※税理士事務所の従業員等が税務署の窓口で申告書等を提出する場合は、申告書を郵送等で提出する場合と同様、税理士証票の写しを申告書等と併せて提出する必要があります。

○申告書等を郵送等で提出する場合においては、申告書等に併せて、「税理士証票」の写しを添付して提出します。

※郵送等で提出する場合も、税理士証票の写しは、申告書等に1件別に添付するようにしてください。

＜電子申告による代理送信の場合＞

○電子申告による代理送信における代理人の身元確認については、代理送信の際の**代理人の電子証明書（公的個人認証サービスに基づく電子証明書・その他電子申告で利用可能な電子証明書（例：日税連発行の税理士用電子証明書））の署名送信**により行われます（国税庁告示第2号）。

○すなわち、電子申告による代理送信の場合、送信者（税務代理人）に係る電子証明書の添付は必須となっていることから、税務代理人の身元確認についても、マイナンバー制度導入以前と何ら変更は生じません。

③ 本人の個人番号の確認

＜書面提出の場合＞

○納税者本人の個人番号を確認するために、原則としてマイナンバーカード又は通知カードの写しの添付が必要となります。

＜電子申告による代理送信＞

○オンライン手続において、対面や郵送等により個人番号の提供を受ける場合の原則的な本人確認書類であるマイナンバーカード等の写しの別送を行うことは、オンライン手続（電子申告）の利便性を著しく損なうことから、国税関係手続における番号確認については、個人番号利用事務実施者である国税当局が、システムで番号確認を行う（地方公共団体情報システム機構への確認等）こととされています。

○したがって、電子申告による代理送信においては、国税当局における顧問先等の番号確認のための書類等の提出は不要となり、マイナンバー制度導入以前と何ら変更は生じません。

なお、地方税当局における代理人の本人確認措置に係る取扱いは、基本的には国税当局における取扱いと同等ですが、地方税手続における「個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの」は地方公共団体ごとに定められる告示により規定されるため、詳細は手続を行う地方公共団体にご確認ください。

上記の記載は、**番号法**に特化した記載となります。

税理士法では、税理士又は税理士法人が、税務代理をする場合に、その権限を有することを証する書面（税務代理権限証書）を税務官公署に提出する必要があり、こちらの取扱いは従来と変わりません。また、電子申告における「納税者の署名省略された税務代理権限証書」も従来の書面ベースの税務代理権限証書とその位置づけは同じものです。

ただし、本件について複数の国税局・税務署に確認をしたところ、以下のような回答を得ました。

従来から**税理士法**上は法人・個人にかかわらず、税務代理権限証書の提出義務がありましたが、窓口では提出がなくても受理していました。**番号法**上は、**給与の支払者が個人事業主である場合、代理確認のため税務代理権限証書の提出が必須となります。**

また、**電子申告においては、電子証明書の添付により、税務代理権限証書の添付は不要です。**

給与システムでは、「税務代理権限証書」に対応しておりません。

2017年1月の法定調書の申告において、「税務代理権限証書」の添付を必要とされる場合は、上記に記載の通り、法人税や財務、申請・届出書など税務代理権限証書に対応しているシステムで作成していただくか、国税庁のホームページ等からダウンロードして手書きにてご対応ください。

以上